

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第54回)

(1) 企業の部 (2) 一般の部

受付
番号
52

ふりがな	あみどないぞうさっし		
作品の名称	網戸内蔵サッシ		
ふりがな	さんきょうたてやまかぶしがいしゃ	ふりがな	ふせや ただし
会社名	三協立山株式会社	発明者名	伏屋 忠
特許・実用・意匠 の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号 特開 2015-224524	登録番号 外国特許他

特徴と要点 (必ずご記入下さい)

1) 本発明の背景

- 従来の網戸は、引戸閉鎖状態で使用しないときであっても、常に露出状態で、引戸のガラス面を覆っていたことから、視界を妨げ眺望性を損なう上、建物外観の意匠性を低下させる要因となっていた。そこで、眺望性や建物外観の意匠性を低下させない網戸が必要になった。

2) 本発明の特徴

- 縦枠の引戸よりも室内側の内周側見込壁と、引戸の戸先框の室内側に設けた室内側見込壁との間に、網戸を伸縮自在に配置したことで、引戸閉鎖時には、網戸が縦枠と戸先框の間に収納される。
- また、引戸を開いたときは、網戸が戸先框に引っ張られて引き出され、開口部分に展開する。

3) 本発明の効果

- 網戸は、引戸閉鎖状態のときは、縦枠と戸先框の間に収納され、露出することがないので、眺望性や建物外観の意匠性を一切損ねない。
- 網戸は、戸先框に引っ張られて引き出され、網戸を開くことで生じる開口部分だけに限定して展開するので、網戸使用時においても眺望性や建物外観の意匠性を大きく損ねない。

※意匠登録第 1525951 号

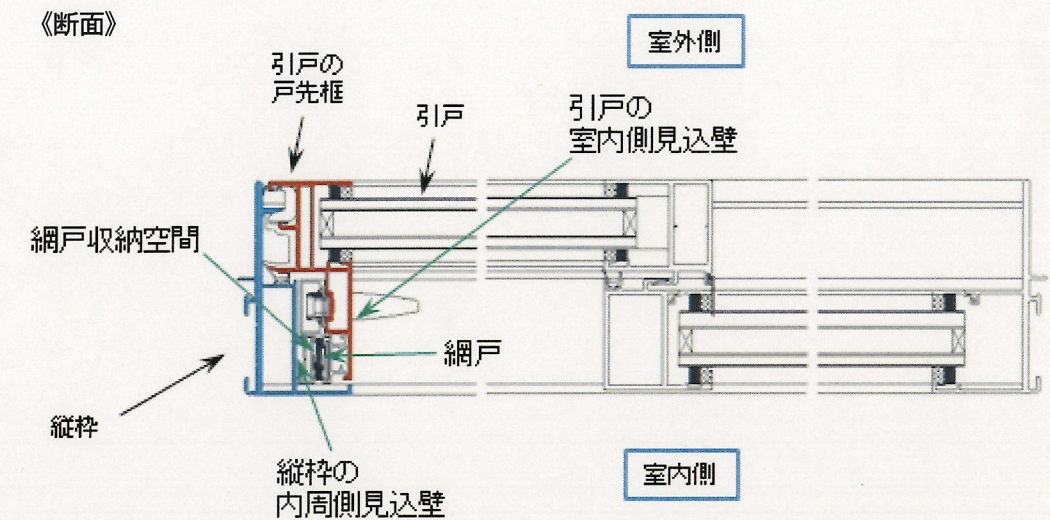
略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

【構成】

- 縦枠の引戸よりも室内側の内周側見込壁と、引戸の戸先框の室内側に設けた室内側見込壁との間に、網戸を伸縮自在に配置した。

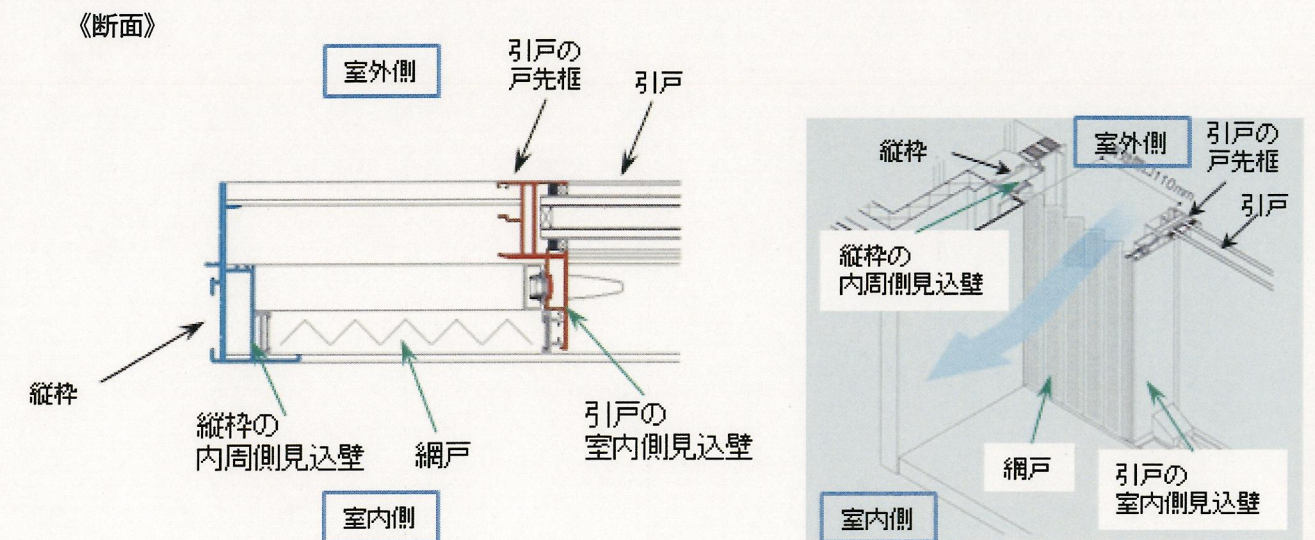
1. 網戸を使用しないとき [引戸閉鎖状態]

- 網戸は、縦枠と戸先框の間(網戸収納空間)に収納されており、室内からも室外からも見えない。



2. 網戸を使用するとき [引戸開き状態]

- 網戸は、引戸を開くと戸先框に引っ張られて引き出され、開口部分に展開する。



記載注意事項

- 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることがあります。
- 従来のもの(或いは方法)に比し、どこを(何を)どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面(略図でよい)でご説明下さい。
- 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。